

諮問（不）第 21 号
答申（不）第 21 号

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が平成 30 年 2 月 1 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不利用停止決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 利用停止請求

請求人は、平成 30 年 1 月 11 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 34 条第 1 項の規定により、平成 28 年 10 月 21 日付け 28 人第 139 号保有個人情報開示決定通知書において開示した「審査請求人が A へ提出した相談書面（以下、「本件対象公文書ア」という。）の情報」及び平成 28 年 12 月 5 日付け 28 人第 175 号保有個人情報開示決定通知書において開示した「審査請求人が B へ提出した相談書面（以下、「本件対象公文書イ」という。）の情報」について、保有個人情報の利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）を行った。

2 処分の概要

実施機関は、本件利用停止請求について、条例第 34 条に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の要件のいずれにも該当しないとの理由により、本件処分を行い、平成 30 年 2 月 1 日付け 29 人第 196 号で請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、平成 30 年 7 月 16 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象公文書ア及びイに記載の個人情報の全てについて、「不開示」の意思を表明し、A及びBから実施機関へ文書で伝えたにもかかわらず、審査請求人の意向に反して、審査請求人の個人情報が人事課外に口外され利用されている。
- (2) 実施機関は、個人情報の記載された「文書（書面）」は開示していないが、「口頭」で請求人の個人情報を開示していたということを自ら証言しており、法令違反の不適法行為を行っていたことは明らかである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書及び審査会における意見陳述において説明した不利用停止理由の内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関においては、本件対象公文書ア及びイを審査請求人の意向に基づくハラスメント又は法令違反通報調査以外の目的で、実施機関内において利用したり、実施機関外へ提供したりは一切していない。
- (2) 実施機関は、関係者に対する事実確認の調査において、本件対象公文書ア及びイの提示、提供は行っていない。
- (3) 本件対象公文書イを関係課及びAに提示することの可否についての意思確認に対し、審査請求人が回答を保留したため、実施機関は提示が拒否される可能性をも考慮して通報者が特定されないように配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で調査を実施した。
- (4) 上記の意思確認については、調査方法に関する参考事項としての意思の確認であって、通報内容に含まれる個人情報の開示、不開示について審査請求人に意思確認を求めたものではない。
- (5) いずれの文書も保存期間は5年であり、保有の必要がなくなった個人情報でもない。
- (6) 以上により、保有個人情報の利用停止を請求することができるいずれの要件にも該当しないことから、利用停止は行わないこととした。

第5 審査会の判断理由

当審査会において、本件対象保有個人情報条例第34条第1項各号に該当するかについて、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のように判断する。

1 条例の規定について

条例第34条は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれか

に該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる」とし、請求することができる場合及び求めることができる措置として、同条第1項において、「(1)第7条の規定に違反して収集されたものであるとき又は第8条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去、(2)第8条第1項及び第9条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止、(3)第10条第3項本文の規定により廃棄し、又は消去しなければならないものであるとき 当該保有個人情報の廃棄又は消去」と規定されている。

また、条例第36条においては、「実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、速やかに、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と規定されている。

2 本件審査請求に係る争点について

請求人は、本件対象公文書ア及びイに記載の個人情報の全てについて、「不開示」の意思を表明し、A及びBから人事課へ文書で伝えたにもかかわらず、請求人の意向に反して、実施機関外に口外され、利用されていると主張しており、これに対して実施機関は、本件対象公文書ア及びイを請求人の意向に基づくハラスメント又は法令違反通報調査以外の目的で実施機関内において利用したり、実施機関外へ提供したりは一切しておらず、条例第8条第1項の規定には違反していないと説明している。

なお、本件対象公文書ア及びイの取扱いについて、条例第34条第1項に規定する「第7条の規定に違反して収集されたものであるとき」、「第9条第1項の規定に違反して提供されているとき」及び「第10条第3項本文の規定により廃棄し、又は消去しなければならないものであるとき」のいずれにも該当しないと実施機関から主張がされているのに対し、請求人からの反論はない。

そこで、当審査会は、実施機関が本件対象保有個人情報を条例第8条第1項の規定に違反し、取扱目的以外の目的で利用又は提供していると認められるかについて、検討する。

3 条例第8条第1項の規定に基づく個人情報の取扱いについて

(1) 条例第8条第1項について

条例第8条第1項は、「実施機関は、取扱目的以外の目的で、保有個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない」と規定している。

(2) 利用停止の要否について

当審査会において、本件対象保有個人情報の取扱いについて実施機関に確認したところ、請求人から提出された資料そのものを関係課及びAに提示することの

可否について意思確認を行ったが、回答を保留されたため、提示が拒否される可能性をも考慮して資料そのものの提示は行わず、口頭で調査を実施したところであり、ハラスメント相談及び法令違反通報調査以外の目的で当該情報を利用又は提供した事実はないとのことであった。

「ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」及び「長崎県法令違反等通報制度に関する要綱」によると、実施機関に対しハラスメント相談や法令違反通報があった場合には、当該実施機関が調査等を行う必要がある旨が規定されており、請求人が当該調査等の差し止め又は取り下げを行わない限り、実施機関は調査等を行う義務があると言える。

当該調査等に当たっては、資料の提示の可否について意思確認等を行い、必要かつ相当と認められる方法で適切に調査を実施したとの実施機関の主張に特段不自然、不合理な点は見受けられず、係る保有個人情報の取り扱いがハラスメント相談及び法令違反通報制度の趣旨に照らし、合理性を欠くとは認められない。

したがって、本件対象保有個人情報は、条例第8条第1項の規定に違反して取扱目的以外の目的で利用又は提供されたものであるとは認められない。

4 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、条例第34条に規定する要件に該当するとは認められないため、条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当せず、実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

よって、前記第1のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成 31 年 1 月 29 日	実施機関から諮問書を受理
令和元年 7 月 12 日	審査会（審査）
令和元年 9 月 13 日	審査会（審査）
令和元年 9 月 30 日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
池内 愛	弁護士	会長
小林 透	長崎大学副学長	
小松 文子	長崎県立大学シーボルト校情報システム学部 情報セキュリティ学科（教授）	
清水 千恵子	学識経験者	
武藤 智浩	弁護士	